



千葉労働局発表

平成22年3月11日

千葉労働局職業安定部

職業安定課長 伊藤 繁

職業安定課長補佐 石橋 登

電話 043-202-5121

千葉労働局における平成22年度～24年度の キャリア交流プラザ事業（市場化テスト）に係る入札公告について

千葉労働局では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第15号）に基づき、同局におけるキャリア交流プラザ事業について、平成22年7月から、民間競争入札による業務委託を実施することとしています。当事業については、本年3月11日に入札公告を行い、4月22日まで入札参加者の募集を行う予定としています。

事業の実施方法等は、3月11日に策定した「キャリア交流プラザ事業民間競争入札実施要項」（概要は別紙を参照ください。）に基づくものであり、開札等の今後の日程は次のとおりです。

（今後のスケジュール）

- ・ 入札公告 平成22年 3月11日（木）
- ・ 入札説明会の開催 平成22年 3月23日（火） 10時
於：千葉市ビジネス支援センター13階 会議室3
- ・ 入札書の受領期限 平成22年 4月22日（木） 15時
- ・ 開札の日時 平成22年 5月31日（月） 10時
- ・ 事業開始 平成22年 7月 1日（木）

「キャリア交流プラザ事業民間競争入札実施要項」の概要

○ キャリア交流プラザ事業の内容及びその実施に当たり確保されるべきキャリア交流プラザ事業の質

(1) 事業の概要

中高年ホワイトカラー求職者等を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るもの。

(2) 事業の内容等

① 支援対象者

以下のいずれかの要件を満たす者であって安定所の推薦を受けた者等

- ・ ホワイトカラー職種への再就職を希望しており、概ね45歳以上60歳未満の者
- ・ 技術職への再就職を希望しており、概ね30歳以上45歳未満の者
- ・ 直近の離職から1年以上経過しており、概ね45歳以上60歳未満の者

② 支援規模、支援期間

- ・ 1期あたりの支援対象者数

宮城 愛知 広島 福岡 30人

埼玉 千葉 新潟 長野 熊本 20人

- ・ 年間の期数

平成22年度 10期

平成23年度 13期

平成24年度 10期

- ・ 支援期間

1期あたり4か月

(3) 確保されるべきプラザ事業の質

① 支援対象者の就職率55%以上

② 質の評価の対象となる就職は、雇用保険被保険者を取得した者及び自営を開始したものの

③ 支援対象者の単年度における就職率が、55%以上である場合は、民間事業者に対し、当該割合を超える分の就職者数1人につき3万円の就職促進費に100分の105を乗じた額を支払う

○ 実施期間

平成22年7月1日から平成25年3月末まで（就業状況の確認及び利用者の満足度等の調査については、平成25年7月末まで）

○ 入札参加資格

- ・ 法律に定める欠格事由に該当する者でないこと
- ・ 就職支援、求人情報提供又は職業紹介事業の実績が3年以上あること
- ・ 労働保険・厚生年金保険等の未適用及び保険料の未納がないこと
- ・ 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと
- ・ 関係会社も含めて、国、地方公共団体等による不利益処分を受けていないこと（厚生労働省に設置される評価委員会の判断により入札参加資格が認められる場合あり） 等

○ 入札に参加する者の募集

入札参加者は、入札金額を記載した書類（入札書）と業務運営の具体的方法等に関する書類（企画書）を提出

【企画書の内容】

各単年度において支援対象者の何%を就職させることを目標としたかを明記の上、各支援の内容、支援全体の構成を記載

○ プラザ事業を実施する者を決定するための評価の基準

落札者の決定は、総合評価方式により行う。評価の決定は、厚生労働省に設置する評価委員会において行う。

① 必須項目審査

企画書記載の各項目について、目的整合性、実施可能性を審査。これが確保されている場合、基礎点として360点を付与。

② 加点項目審査

企画書記載の各項目について、事業の実施に当たってより効果が期待できるかどうか、応募者間の比較審査。

加算点の配点は計360点。

③ 落札者の決定

基礎点及び加算点の合計点を入札価格で除して得られた値が最も高い者を落札者として決定。

○ プラザ事業の実施状況に関する情報の開示

従来の実施に要した経費、人員等に関する情報を開示。

○ 民間事業者に使用させることができる国有財産

- ・ 場所については国が用意し、これに係る土地及び建物の借料並びに清掃費を除く共益費

については、国が負担する。

- ・ キャリア交流プラザに設置されている物品については、平成25年3月末日にプラザ事業の実施を終了するまでの間、国と契約に基づくプラザ事業を実施する場合に限り、民間事業者は、自由に利用することができる。 等

○ 民間事業者がプラザ事業を実施する場合において適用される法令の特例

プラザ事業を実施する民間事業者が当該キャリア交流プラザにおいて職業紹介を行う場合において、当該職業紹介事業に関し国以外から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第32条の11の規定は適用しない。

○ 民間事業者が、プラザ事業を実施するに当たり、厚生労働大臣に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他のプラザ事業の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

- ・ 当該事業に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない
- ・ プラザにおいて受理した求人及び求職情報について、自ら行う事業に活用してはならない
- ・ 契約を解除した場合、違約金を国に納付しなければならない 等

○ プラザ事業に係る評価に関する事項

【調査項目】

- ・ 支援開始後7か月までの間における就職件数
- ・ 支援開始後7か月までに間における就職率
- ・ 求職者の希望する雇用形態及び就職後の雇用形態
- ・ 就職後の賃金水準の変化
- ・ 再就職先に対する満足度
- ・ 再就職先での定着状況
- ・ プラザ事業の各サービスに係る利用者の満足度
- ・ 求職者の求職活動状況
- ・ 事業の運営に要した経費